

● 門司植物防疫所からのお知らせ ●

一部の輸入植物の取扱いが

令和元年7月29日から変わりました！

令和元年7月29日に植物防疫法施行規則(以下「規則」という。)の一部が改正されたことにより、

令和元年7月29日から、輸入禁止となる地域の一部や、輸出国での特別な検疫措置(検疫処理、遺伝子診断等の精密検査等)の対象となる地域の一部が削除されました。

令和2年1月29日から、

・ 新たに輸入禁止となる地域や植物、輸出国での特別な検疫措置(検疫処理、遺伝子診断等の精密検査等)の対象となる病害、地域及び植物があります。

・ 新たに輸出国での栽培地検査が必要となる地域及び植物があります。

※今までの改正では、栽培地検査対象の見直しについては規則改正から1年後の施行となっていました。本改正では**半年後の施行**となっていますので、ご注意ください。

《 変更の概要 》

I 輸入禁止となる地域・植物の見直し 【施行規則別表2関係】

地域・植物の見直しが行われたもの (8種)

項	対象病虫害名	対象地域	対象植物
1	チチュウカイミバエ (昆虫)	変更なし	追加: ユーゲニア属植物の生果実
2	ミカンコミバエ種群 (昆虫)	追加: ガーナ、スワジランド及び南アフリカ共和国など	追加: きゅうり、コロシントウリ*、すいか、せいようかぼちゃ*、にがうり、ペポかぼちゃ*、ゆうがお*、ぐみ属植物及びさくら属植物などの生果実 削除: あんず、すもも及びももの生果実 (さくら属植物として規制するため)
3	クインスランドミバエ (昆虫)	変更なし	追加: ミロバラすもも及びユーゲニア属植物の生果実
4	ウリミバエ (昆虫)	変更なし	追加: ふじまめの生果実
8	ジャガイモがんしゅ病菌 (糸状菌)	削除: ラトビア	変更なし
10	ジャガイモシストセンチュウ (線虫)	追加: エジプト	変更なし
11	ジャガイモシロシストセンチュウ (線虫)	追加: フィンランド、アルジェリア及びケニア	変更なし
16	火傷病菌 (<i>Erwinia amylovora</i>) (細菌)	削除: エストニア	変更なし

※アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入される「コロシントウリ」の生果実、「せいようかぼちゃ」の生果実、「ペポかぼちゃ」の生果実及び「ゆうがお」の生果実は除きます。

Ⅱ 輸出国政府(植物検疫機関)が発行した検査証明書に追記が必要となる検疫有害動植物及び地域・植物の見直し

病害虫に関する新たな情報に基づき実施した病害虫リスクアナリシス(PRA)の結果に基づき、輸出国で行う特定の検疫の対象となる検疫対象病害虫、地域及び植物について、一部変更しました

これらの検疫有害動植物の対象地域から対象植物を輸入するには、当該病害虫に対して検査等を行い、付着または感染がない旨を追記した検査証明書*が必要になります。

※検査証明書＝植物検疫証明書(Phytosanitary certificate)[輸出国政府(植物防疫機関)が発行]

1 輸出国での栽培地検査の対象とする地域・植物の見直し

【施行規則別表1の2関係】

地域・植物の見直しが行われたもの（8種）

項	対象病害虫名	対象地域	対象植物
1	ミカンクロトゲコナジラミ (昆虫)	追加: アルゼンチン	変更なし
2	トマトキバガ (昆虫)	追加: ミャンマー、エジプト及び南アフリカ共和国など	追加: しまほおずきの生果実
4	テンサイシストセンチュウ (線虫)	追加: エジプト、シリア及びポルトガル	追加: トマト及びほうれんそうの生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの
7	バナナネモグリセンチュウ (線虫)	追加: 中国	追加: アヌビアス属植物の生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの
8	<i>Meloidogyne enterolobii</i> (線虫)	追加: 台湾、ケニア、ナイジェリア、インド及びニジェール	追加: しょうが、たまさんご、バオバブ及びヒロセレウス属植物などの生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの
10	エンドウ萎ちょう病菌 (糸状菌)	追加: アルジェリア	変更なし
11	<i>Phytophthora kernoviae</i> (糸状菌)	追加: チリ	変更なし
12	<i>Phytophthora ramorum</i> (糸状菌)	追加: ポルトガル及びブルクセンブルク	変更なし

！新たに植物検査証明書に追記が必要となるものの例！

(門司管内で輸入が多い品目は、以下のとおりです)

- ・ 中国産さといも(食用を含む): **バナナネモグリセンチュウ**
- ・ 中国産しょうが(食用を含む): **バナナネモグリセンチュウ、*Meloidogyne enterolobii***
(追記例: 中国産しょうが)

Fulfills item 7 and 8 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

- ・ シンガポール及びタイ産アヌビアス属(水草として輸入されます): **バナナネモグリセンチュウ**
- ・ 韓国産トマト苗: **テンサイシストセンチュウ**
- ・ 中国産等ヒロセレウス属苗(多肉植物の接木苗の台木として使用されていることがあります)
: ***Meloidogyne enterolobii***

2 輸出国での特別な検疫措置(検疫処理、遺伝子診断等の精密検査等)の対象とする検疫有害動植物及び地域・植物の見直し【施行規則別表2の2関係】

(1)新たに追加された検疫有害植物 (1種)

	対象病害虫名	対象地域	対象植物	除外基準
32	<i>Peronospora chlorae</i> (糸状菌)	インド、台湾、中国、オランダ、スペイン、米国及びカナダなど	とるこぎきょうなどの生植物(果実を除き、種子を含む。)であって栽培の用に供するもの	栽培用種子 本菌が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産され、その結果本菌に侵されていない旨を検査証明書に特記する。 栽培用生植物(種子を除く) 輸出国の政府機関が指定する本菌が発生していない栽培施設において生産され、その結果本菌に侵されていない旨を検査証明書に特記する。 (本基準については未確定のものであるため、詳しい内容については植物防疫所にお尋ねください。)

(2)対象から除外された検疫有害植物 (1種)

27 *Mexican papita viroid*

(※新たな情報により、*Tomato planta macho viroid* と統合されました。)

(3)地域や植物の見直しが行われたもの (12種)

項	対象病害虫名	対象地域	対象植物
1	<i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ) (昆虫)	変更なし	追加:こだちとまと、きいちご属*及びすのき(こけもも)属*植物の生果実 ※メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入される生果実を除く。 削除:レモン、ライム
6	<i>Bactericera cockerelli</i> (昆虫)	追加:ノーフォーク島(豪州)	追加:こだちとまとの生茎葉及び生果実
15	<i>Trioza apicalis</i> (昆虫)	追加:エストニア	変更なし
16	<i>Phytophthora kernoviae</i> (糸状菌)	追加:チリ	変更なし
17	<i>Phytophthora ramorum</i> (糸状菌)	追加:ポルトガル及びルクセンブルグ	変更なし
19	<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌) (細菌)	追加:韓国	追加:きゅうり、すいか、せいようかぼちゃ、とうがん、にほんかぼちゃ、ペポかぼちゃ、メロン及びゆうがおの生植物(果実を除く。)であって栽培の用に供するもの

20	<i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i> (Lso) (細菌)	追加: イスラエル、イタリア、エストニア 及びギリシャ	追加: あめりかぼうふう(パースニップ)、おらんだぜり(パセリ)及びチャービルの生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供するもの
21	<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3 (Psa3) (細菌)	追加: オーストラリア	追加: しまさるなしの生植物(種子及び果実を除き、花粉を含む。)であって栽培の用に供するもの
23	<i>Xylella fastidiosa</i> (細菌)	追加: スペイン 削除: トルコ	追加: あめりかえのき、あれちのぎく、おきなわずめうり、くろみぐわ、しろぎ、のぶどう、ロサ・カニナ、とねりこ属植物、ペラルゴニューム属植物及びラウアンドウラ属植物などの生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供するもの 削除: びろうどとねりこ(とねりこ属植物として規制するため)
24	<i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイロイド) (ウイロイド)	追加: バングラデシュ、スペイン、メキシコ及びモンテネグロ 削除: チリ	追加: はりなすびの種子であって栽培の用に供するもの並びにはりなすび、いぬほおずき、せんなりほおずきなどの生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供し得るもの
25	<i>Pepino mosaic virus</i> (ウイルス)	追加: トルコ及びモロッコ 削除: フィンランド	追加: めぼうきの生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供し得るもの
31	<i>Tomato planta macho viroid</i> (ウイロイド)	追加: カナダ	追加: ソラナム・カルディオフィルムが生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供し得るもの

！新たに植物検査証明書に追記が必要となるものの例！

(門司管内で輸入が多い品目は、以下のとおりです)

- ・韓国産キュウリ、スイカ及びメロン種子、苗: **スイカ果実汚斑細菌病菌**
- ・中国産しまさるなし苗: **Psa3**
- ・スペイン産オリーブ苗: ***Xylella fastidiosa*** (※既対象3種の追記も必要です)

Ⅲ 検疫有害動植物の指定の見直し【施行規則別表1関係】

新たに追加された検疫有害動植物 (15種)

- ・有害動物: 6種 (ツヤハダゴマダラカミキリなど)
- ・有害植物: 9種 (*Peronospora chlorae*など)

学名の整理による対象病害虫の変更

- ・有害動植物の追加: 6種 (*Banana streak IM virus*, *Banana streak UA virus*など)
- ・有害動植物の削除: 4種 (*Banana streak virus*, *Mexican papita viroid*など)

(※国際ウイルス分類委員会において、*Banana streak virus*が削除され、*Banana streak IM virus*, *Banana streak UA virus*等6種のウイルスが追加されました。)

その他、8種の学名を変更(*Pantoea stewartii*: トウモロコシ萎ちよう細菌病菌など)、1種の和名(トマト退緑萎縮ウイロイド)を変更しました。

IV 施行日前後の対応

1. 禁止品の見直しにより追加された輸入禁止植物（令和2年1月29日施行）

前	施行日	後	対応
届出 → 卸下 → 検査			検査品
届出 → 卸下 →	検査		検査品
卸下 → 届出 →	検査		検査品
届出 →	卸下	→ 検査	禁止品
卸下 →	届出	→ 検査	検査品

- ・輸入禁止植物は日本に卸下した日での判断となります。
- ・施行日前に卸下された場合は輸入禁止植物には該当しません。
- ・施行日前の輸入検査結果に基づく検疫措置命令は施行日以降も有効です。

2. 見直しで追加された栽培地検査の対象植物（令和2年1月29日施行）

前	施行日	後	対応
届出 → 卸下 → 検査			栽培地検査の対象外
届出 → 卸下 →	検査		栽培地検査の対象
卸下 → 届出 →	検査		栽培地検査の対象
届出 →	卸下	→ 検査	栽培地検査の対象
卸下 →	届出	→ 検査	栽培地検査の対象

- ・栽培地検査の対象植物は輸入検査実施日での判断となります。
- ・施行日前に検査を行った場合は栽培地検査の対象植物には該当しません。
- ・施行日前の輸入検査結果に基づく検疫措置命令は施行日以降も有効です。
- ・施行日以降に輸入検査される栽培地検査の対象植物で、植物検疫証明書に栽培地検査に関する追記がない場合は、**輸入禁止**となります。

3. 新規・見直しで追加された輸出国での特別な検疫措置の対象植物（令和2年1月29日施行）

前	施行日	後	対応
届出 → 卸下 → 検査			特別な措置の対象外
届出 → 卸下 →	検査		特別な措置の対象
卸下 → 届出 →	検査		特別な措置の対象
届出 →	卸下	→ 検査	特別な措置の対象
卸下 →	届出	→ 検査	特別な措置の対象

- ・特別な措置の対象植物は輸入検査実施日での判断となります。
- ・施行日前に輸入検査を行った場合は特別な措置を必要とする植物には該当しません。
- ・施行日以降に輸入検査される特別な措置対象植物で、植物検疫証明書に追記がない場合は、**輸入禁止**となります。

注意：記載している「地域」、「植物」、「病害虫名」などは、主な地域、植物、病害虫名のみを記載しています。詳しい内容は植物防疫所のホームページ (<http://www.maff.go.jp/pps/>) でご確認ください。最寄りの植物防疫所にお尋ねください。

農林水産省 門司植物防疫所		
門司植物防疫所(本所) TEL:093-321-2601	福岡支所 TEL:092-291-2504	鹿児島支所 TEL:099-222-1046